

○国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年四月十八日法律第二十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日

二 第一条中国家公務員法の目次の改正規定（「第七款 幹部候補育成課程（第六十一条の九―第六十一条の十一）」に係る部分に限る。）及び同法第三章第二節に二款を加える改正規定（同節第七款に係る部分に限る。） この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日

三 第一条（国家公務員法第六条の八第一項の改正規定、同法第六条の十第三号の改正規定及び同法第六条の十四第五項の改正規定に限る。）、第三条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定（同条第四項中「第六項」を「次項」に改める部分、同条第五項を削る部分及び同条第六項を同条第五項とする部分に限る。）に限る。）及び第十七条並びに附則第八条、第十二条及び

第十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(構造改革特別区域法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）」に改める。

- 一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十八条
- 二 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九条
- 三 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第八十七条
- 四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四百三条第三項
- 五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第三十九条